

“サンシャイン神宮寺” プライバシー保護指針

当ホームは、入居者の皆様を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳のある生活を実現するよう努めることを宣言致します。

1. 入居者のプライバシー保護については入居者尊重が基本になります。
「他人に干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」という入居者のプライバシーの権利を厳守します。
2. 職員は「“サンシャイン神宮寺” 個別援助活動の倫理」の＜私たちは、利用者の秘密を守る＞に明記されている姿勢・意識を十分に理解し、各サービス手順書に従った接遇を徹底しサービスの提供を行います。
3. サービスの場面ごとに作成されている手順書の中のプライバシー保護に関する留意事項を徹底し業務を行います。
4. 通信、面会に関するプライバシー保護も徹底して行います。

＜プライバシーの権利＞

世界人権宣言第12条[私生活・通信・名誉の保護]に「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」とあるのがプライバシーの権利である。私事をみだりに公表されない・干渉されない権利に加え、最近の情報社会において自分についての情報を持つ機関に対して情報の公開を求めたり、訂正や削除を求めたりする権利の必要性が認識されるようになり、プライバシーとは自分についての情報の流れを自分でコントロールする権利であるともいわれる。

(『精神保健福祉用語辞典』参考)

個人の尊厳にとって不可欠の権利として、何人もその生活をのぞき見られない権利を有する。プライバシーの権利として、「一人でいさせてほしい」という空間のプライバシーも情報のプライバシーも重要である。プライバシーの保護のために、まず長期入居施設の居室は個室であるべきである。居室内の異変を速やかに発見し対処することは必要であるが、それは相部屋にしたり、居室入り口ドアに透明ガラスを貼って廊下側から見ることのできるドアとしたり、あるいはまた、室内に監視カメラを設置したりするのではなく、速やかに察知するほかのシステムや援助法を開発することによって解決すべきである。

次に、利用者の個人情報の保護も重要である。それには第一に、個人情報を記録したファイルは施錠されたファイルボックスにしまうなど厳重に管理すること、第二に、訪問者や公的機関からファイルの開示を求められた場合は、裁判所から照会のあった場合を除いて、原則として本人の同意なくしてファイルを開示することは許されないとすること、第三に、施設職員や民間介護事業者などの口から第三者に個人情報が安易に漏れたりしないように、職員の守秘義務を徹底させるための研修を強化させるとともに、違反には厳重な対応で望むことが求められる。

(社会福祉士養成講座『法学』参考)

“サンシャイン神宮寺” 個人情報保護指針

当ホームでは、入居者の皆様の個人情報について正確かつ安全に取扱い、適切に保護し管理することが重要であると考え、以下の個人情報保護指針を定め確実な履行に努めることを、宣言いたします。

1. 個人情報の収集・利用・提供については、医療・介護・福祉サービスの提供において必要な範囲を定めて行います。
本来の目的を超えて、収集・利用・提供する場合は、入居者様の同意を得た上で行います。
2. 個人情報の適正管理については、紛失・破壊・改ざん、漏洩、及び個人情報への不正アクセスが起らないよう安全対策を実施し、適切な管理を徹底します。
3. 個人情報の開示については、遅滞なく内容を確認し、当ホームの「個人情報の利用目的」に従って対応します。
4. 個人情報の保護に関してのお問い合わせや、ご質問に対しては「個人情報保護相談窓口」にて対応します。

<入居者様への案内>

個人情報の保護に関するお知らせ

当ホームでは、入居者の皆様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いの確実な履行に積極的に取り組んでいきます。

1. 個人情報とは
氏名、住所等の個人を識別できる情報を言います。
2. 個人情報の開示について
ご自身の介護記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、担当スタッフ又は生活相談員にお申し出下さい。なお、開示・謄写に必要な実費をいただきますので、御了承下さい。
3. 個人情報の訂正・利用停止について
当ホームが保有する個人情報が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。担当スタッフ又は生活相談員にお申し出下さい。調査の上、対応致します。
4. 個人情報の利用目的について
個人情報は、本来の利用目的の範囲を超えて利用することはありません。
なお、介護のために利用する他、ホーム運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携などのために、個人情報を利用することがあります。
また、外部機関による有料老人ホーム評価、研修や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
5. 電話あるいは面会者からの問い合わせについて
当ホームにおきましては、入居者サービス観点から、電話あるいは面会者からの部屋番号等の問い合わせに際しましては、差し支えない範囲でご案内致しております。
ご都合により、案内を望まない場合には、お申し出下さい。
6. ご相談の窓口について
ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口を御利用下さい。

【個人情報保護相談窓口 生活相談員】

サンシャイン神宮寺 施設長

個人情報の利用目的

ホームでの利用者（入居者等）さまの個人情報の利用目的は以下の通りです。

1. サンシャイン神宮寺内部での利用

- (1) 利用者さまに提供するサービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 入退居などの居室管理
- (4) 会計・経理
- (5) 介護事故などの報告
- (6) 利用者さまへのサービスの向上
- (7) ホーム介護実習への協力
- (8) サービスの質の向上を目的としたホーム教育研修、事例研究
- (9) その他、利用者さまに係る管理運営業務

2. 他の事業所などへの情報提供を伴う利用

- (1) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- (2) 他の医療機関などからの照会への回答
- (3) 入居者さまの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) ご家族等への心身状況説明
- (5) 保険事務の委託
- (6) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答

3. その他の利用

- (1) サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - (2) 外部監査機関への情報提供
 - (3) 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
 - (4) 研修会などへの発表・報告
- なお、特定の利用者の事例、研究会での報告は、氏名・生年月日・住所などを消去し匿名化致します。匿名化が困難な場合については本人の同意を得ます。

※上記のうち、他の医療機関などへの情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を相談窓口（生活相談員）までお申し出下さい。

“サンシャイン神宮寺” 身体拘束ゼロ指針

<介護保険指定基準の身体拘束禁止規定>

「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」 *当ホーム契約書にも明記されている

当ホームは、<介護保険指定基準の身体拘束禁止規定>を遵守し、人権擁護の観点に立ち入居者様の人権の保障及び質の高いケアに取り組み、拘束のないケアの実現を宣言致します。

身体拘束ゼロの実現のための5つの指針

1. サンシャインの全職員が一丸となって取り組む。
2. みんなで議論し、共通の意義を持つ。
3. まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。
4. 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する。
5. 常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は極めて限定的に行う。

身体拘束をせずにケアを行うための3つの原則

1. 身体拘束を誘発する原因を探り除去する
その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアを行う。
2. 5つの基本的ケアを徹底する
基本的なケアを十分行い生活のリズムを整える。①起きる②食べる③排泄する④清潔にする⑤活動する(アクティビティ)という5つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底する。
3. より良いケアの実現に取り組む

「身体拘束」

身体拘束とは、具体的には以下の行為が上げられる行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

“サンシャイン神宮寺” 虐待ゼロ指針

当ホームは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」(2006年4月に施行)を遵守し、人権擁護、虐待防止を徹底し、入居者様の人権の保障及び質の高いケアに取り組み、虐待のないケアの実現を宣言致します。

1. 虐待について

<高齢者虐待>

類型	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える暴言を行う。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

虐待リスクの内容は、「身体拘束」「プライバシー侵害」「個人情報保護の漏洩」等に当たる。

虐待というのは、いきなりそのような状態に陥るのではなく、「不適切ケア」と呼ばれるグレーゾーンの連続線上にある。「不適切ケア」は「不適切な言葉がけ」と連動している。

たとえ暴言でなかったとしても、専門職の「言葉がけ」が結果として「不適切ケア」となり、行動の抑制や虐待に結び付くようなことがあってはならない。

解決の要点は、次の3つ。

- ①「言葉がけ」が「抑制・虐待」に結びつく可能性があることを確認する。(認識できた時点で、不適切な「言葉がけ」の頻度が少なくなる)
- ②もし、不適切な「言葉がけ」をしてしまったら誠意を持って謝る。
(謝ることで、次に同じことをすることがなくなる)
- ③職場内で「適切な言葉がけ」「不適切な言葉がけ」について勉強会や研修会を積極的に行う。(お互いに意識するようになり、それぞれに相談しやすくなる)

2. 施設内虐待

(1) 高齢者施設における虐待の特徴と問題点

- ①被虐待者・虐待者の条件を備えている

- ②職員の問題意識の麻痺・欠如
- ③職員ストレス
- ④職員が個人的に抱える問題
- ⑤密接性の高さ

虐待行為を助長させる役割を担う「観衆」

+

実態を知っているのに口を閉ざす「傍観者」

→ 密接性を高める。

(観衆や傍観者が多くなれば、被虐待者や虐待者にとっては人目がなくなるのと同じことになる。)

(2) 虐待を未然に防ぐ

- ①観衆、傍観者をへらす。
- ②悪いことも良いことも、できるだけオープンにし、皆で共有していく。
- ③記録の妥当性と信頼性を向上させる。客観的事実と主観的な判断の部分を必ず記録する。
- ④「実践」「教育」「研究」を継続的に行う。